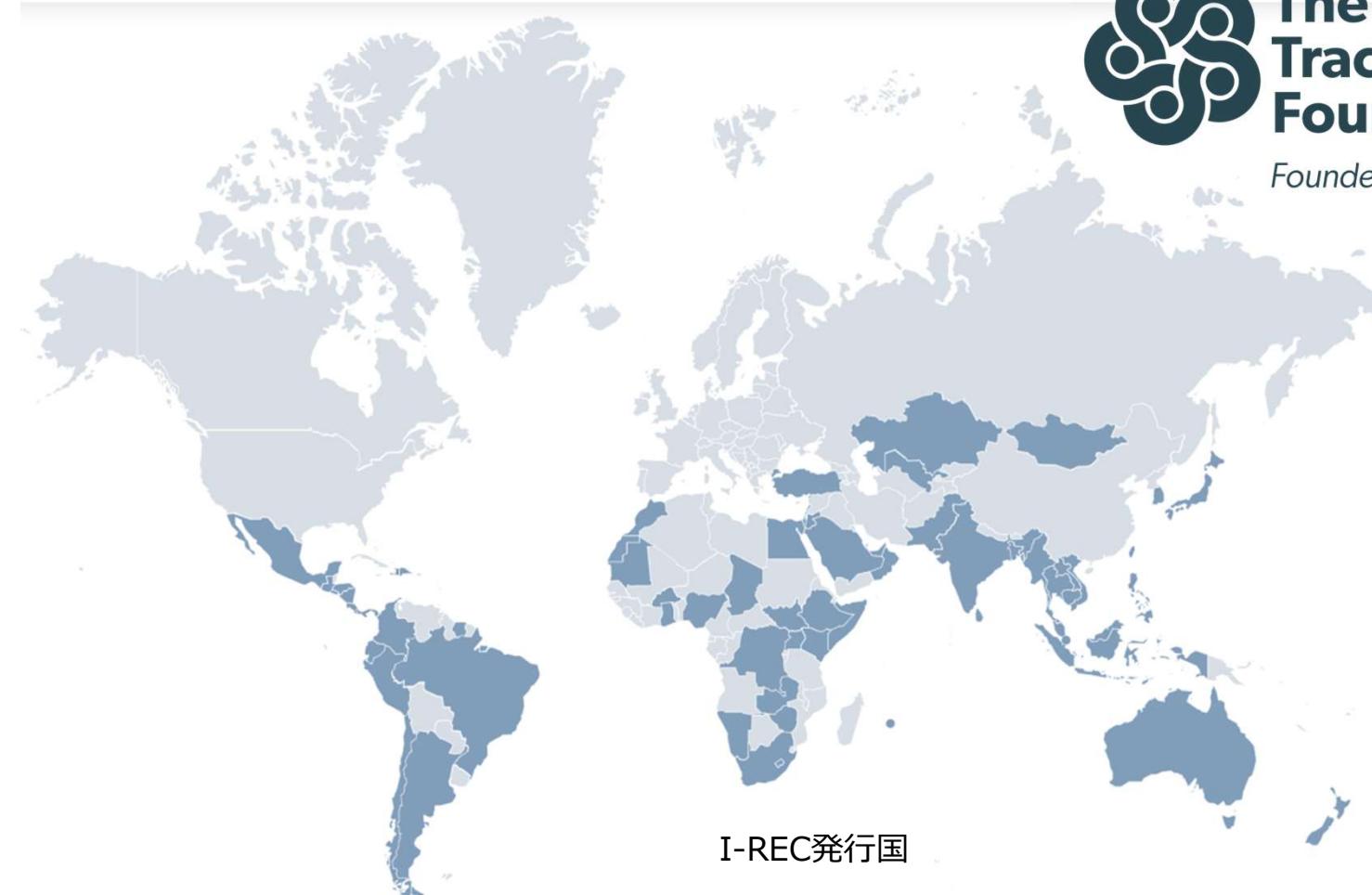


日本でのI-REC発行について（概要）



2026年2月6日
一般社団法人口ーカルグッド創成支援機構

- 世界約50カ国（アジア、南米、アフリカ等）で発行される国際的な再エネ属性証書
- RE100、CDP、SBTにも利用可能
- 産地・電源種別などの電源属性が証明され、地域貢献する再エネのI-RECは高く取引される可能性のある仕組み



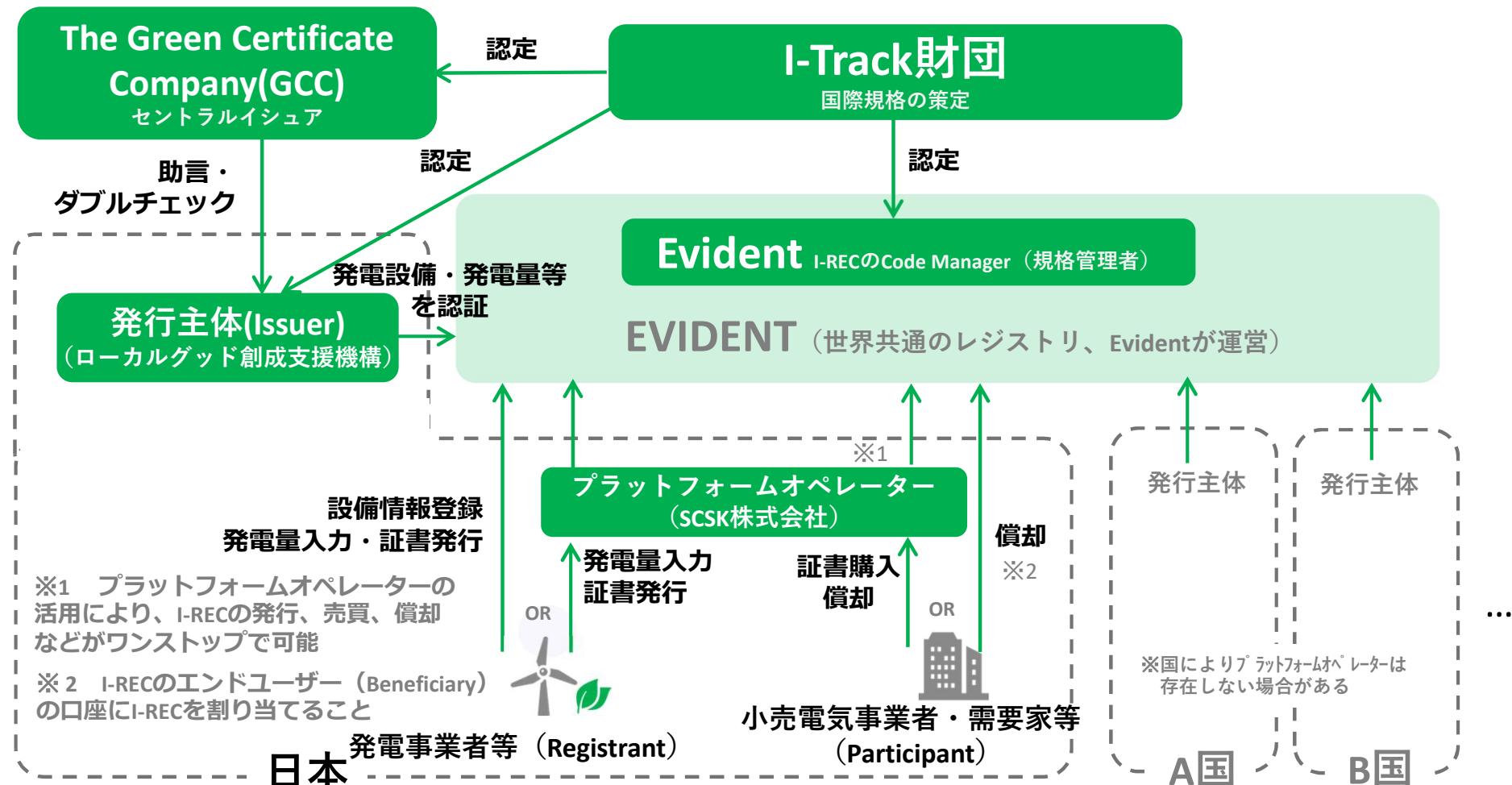
各国の発行主体 (Issuer)

I-REC Accredited Issuers under the I-REC for Electricity Produce Code

Organization	Issuer Type	Issuing in following country
Department of Energy Abu Dhabi 	I-REC for Electricity	Abu Dhabi, UAE
ECSIM (the Center for Studies in Systemic Economics) 	I-REC for Electricity	Colombia
Electricity Generating Authority of Thailand (EGAT) 	I-REC for Electricity	Thailand
ECOJER Association 	I-REC for Electricity	Kazakhstan
ECOSTAR Energy Solutions 	I-REC for Electricity	Zambia
Energy Peace Partners (EPP) 	PRECs (labeled I-REC for Electricity)	Chad, Democratic Republic of the Congo, Somalia, South Sudan, Haiti, Ethiopia
Foton Energy 	I-REC for Electricity	Turkey
Goal Number Seven (GNS) 	I-REC for Electricity	Russia

	I-REC for Electricity	Bangladesh, Burkina Faso, China, Costa Rica, Dominican Republic, Egypt, El Salvador, Ghana, Guatemala, Honduras, India, Indonesia, Malaysia, Mauritius, Mexico, Nigeria, Panama, Peru, Philippines, South Africa, Sri Lanka, Taiwan, Thailand, Uganda, Vietnam, Ecuador, Cambodia, Jordan, Morocco (Western Sahara), Oman, Saudi Arabia, Singapore
	I-REC for Electricity	Israel
	I-REC for Electricity	Argentina
	I-REC for Electricity	Brazil
	I-REC for Electricity	Chile
	I-REC for Electricity	Oman
 ローカルグッド 創成支援機構	I-REC for Electricity	Japan
	I-REC for Electricity	Mexico
	I-REC for Electricity	Australia
	I-REC for Electricity	Dubai

- 日本のI-REC発行主体（Issuer）として、ローカルグッド創成支援機構が指定されている。
- 証書売買、証書償却等がワンストップで可能となるプラットフォームオペレーターをSCSKが担う。



（これまでの経緯）

2021年 2月 The International REC Standard Foundation*

(*2023.12に The International Tracking Standard Foundationに改称) から
日本での発行主体（Issuer）として指定を受ける

2021年 7月 I-REC実証開始

2022年 9月 実証プロジェクトのI-RECを国内初発行

発電事業者	電源	発電容量	小売電気事業者	需要家
高知県梼原町	風力発電	1,200kW	荏原環境プラント (株)	梼原町、町内企業など
鳥取県米子市	バイオマス（消化ガス発電）	50kW	ローカルエナジー (株)	鳥取県米子市
葛尾創生電力(株)	太陽光発電	1,200kW	葛尾創生電力(株)	葛尾村スマートコミュニティ内の企業など

※高知県梼原町と鳥取県米子市は環境省の「脱炭素先行地域」に選定。葛尾創生電力（福島県葛尾村が一部出資）の太陽光発電は東日本大震災からの復興事業の一部として実施。3プロジェクトとも、地域に裨益する再エネ事業として実施されている。

2023年 1月31日 I-REC一般受付開始

対象電源に応じて、以下の条件を満たす必要があります。

※2024年8月29日から条件②の赤字部分が変更（追加）となりました。

＜条件①：非化石証書を発行している場合＞

- I-RECを発行する電力量から非化石証書を発行している場合、当該非化石証書の使用先と当該I-RECの償却先（Beneficiary(需要家等)）を一致させ、同じ量の非化石証書とI-RECが償却（使用）される必要がある（発電量の期間の一致は必須条件ではない）
- 上記の非化石証書のトラッキング情報とI-RECの属性は一致したものが償却（使用）される必要がある。

＜条件②：電源に相対契約等がある場合＞

- I-RECを発行する電源が発電事業者と小売電気事業者等との間で、①相対契約、②特定契約、または③一般送配電事業者との特定卸供給契約に係る個別契約が結ばれている場合には、当該I-RECの償却先（Beneficiary(需要家等)）は、当該電源からの電気を消費する需要家とすること。

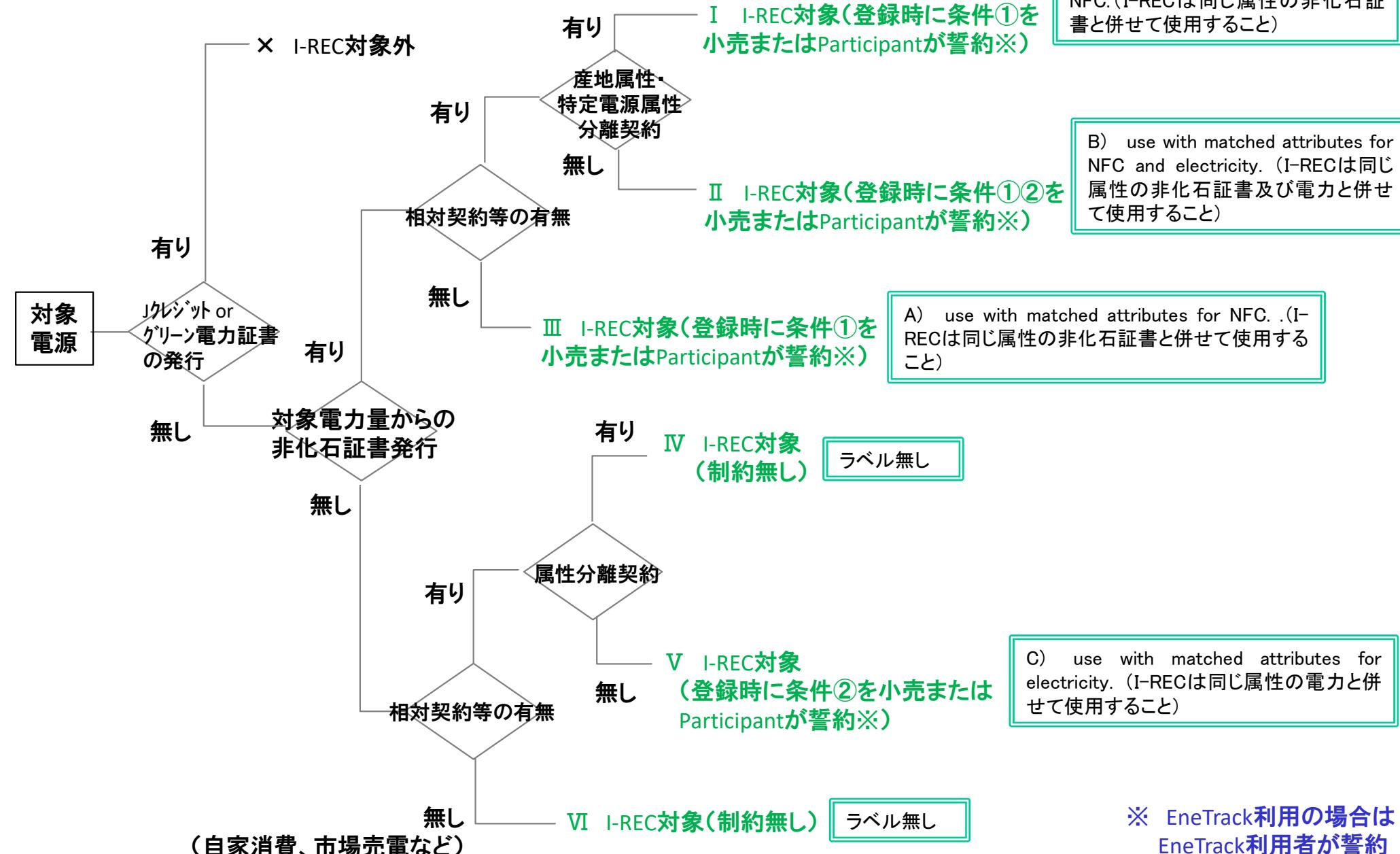
※ただし、上記①～③の相対契約等があり、発電事業者と小売電気事業者等との契約書や覚書等に「契約により供給される電気が産地価値・特定電源価値のない電気である」旨が明記されている場合（※）には、電気の需要家以外にI-RECを償却することが可能です。

（※小売電気事業者が発電事業を行い、契約書等が存在しない場合には、発電した電力を市場に売電しているか、需要家への契約書や供給約款等で産地価値・特定電源価値を表明していないことが必要です。）

対象&条件の確認フロー (手続き前にご確認ください)

…発電設備登録および発行申請時に選択するラベルの内容

ラベルはI-REC償却証書に記載され、償却に関する制限の有無や制限の内容が確認できます



A) use with matched attributes for NFC. (I-RECは同じ属性の非化石証書と併せて使用すること)

B) use with matched attributes for NFC and electricity. (I-RECは同じ属性の非化石証書及び電力と併せて使用すること)

A) use with matched attributes for NFC. (I-RECは同じ属性の非化石証書と併せて使用すること)

C) use with matched attributes for electricity. (I-RECは同じ属性の電力と併せて使用すること)

■ 需要家視点

- ・ I-RECをRE100、CDP及びSBTに利用可能

	RE100	CDP	SBT	日本の諸制度（温対法、環境配慮契約法、高度化法等）
I-REC (非化石証書、グリーン電力証書、 J-クレジット発行無し電源)	○	○	○	×

- ・ I-RECにより電源が特定されるため、地域でトラブルを起こしている再エネを避け、地域貢献している発電所など応援したい電気を安心して選ぶことが可能

→ 地域共生型で追加性のある再エネのI-RECの取引価格が上がる可能性のある仕組みであり、ローカルにグッドな再エネ推進に寄与

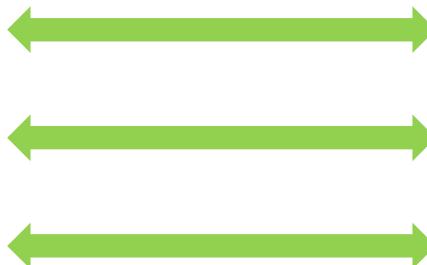
■ 小売電気事業者視点

- 供給する電気が地域共生型で追加性のある再エネであることを、
I-RECにより信頼性を担保しながら提案可能
※30分値ごとの発電量を保証するものではありません。

(これまで)

小売電気事業者X社
Y発電所 非FIT再エネ
(3000MWh) を販売

契約により割当



A需要家(1000MWh分)

B需要家(1000MWh分)

C需要家(1000MWh分)

本当にY発電所の電源が
1000MWh割当られているのかな?
X社を信じるしかないな。

(I-RECによる第三者認証)

割当をI-RECで証明



A需要家(1000MWh分)

B需要家(1000MWh分)

C需要家(1000MWh分)

世界的な第三者認証のI-RECで
証明されているなら安心!

小売電気事業者X社
Y発電所 非FIT再エネ
(3000MWh) を販売

※30分値ごとの発電量を保証するものではありません。

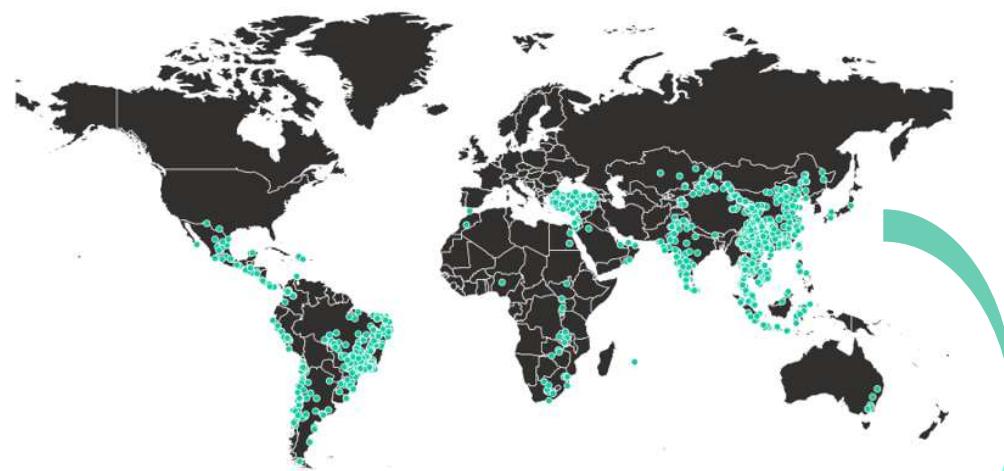
- ・太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、地熱発電、
潮力発電、波力発電、海流発電 など

※電源によっては、RE100等に利用できない場合があります。

登録された発電設備はEVIDENTのサイトで公開

Evident.

Device Register Support Registry



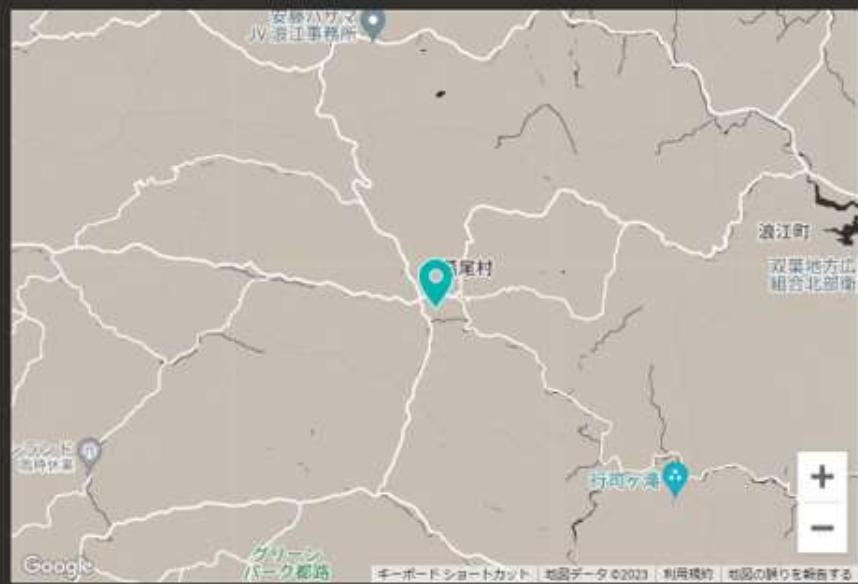
Device Details



Name	Katsuraoosousei ochiai solarpower plant
Address	Aza ochiai63-1 Ooaza ochiai,katsurao-mura,futabagun-gun Fukushima-ken
Country	Japan
Commissioning Date	1st December, 2020
Registration Date	1st January, 2022
Expiry Date	31st December, 2026
Technology	PV Ground mounted
Primary Fuel	Solar
Capacity (MW)	1.236
Supported	Yes

<https://register.evident.global/device-register>

Issuer
Local Good



Latitude 37.502876 Longitude 140.768162

©Local Good 2022

(1) 非化石証書・環境価値との関係

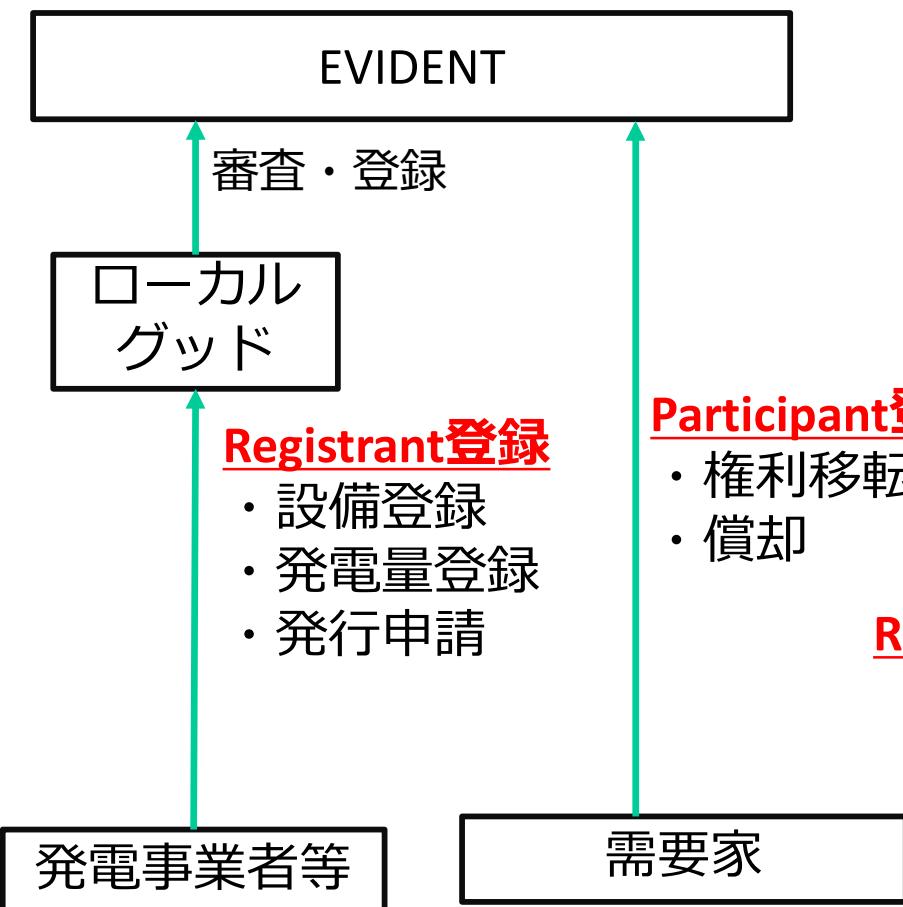
- ・日本では、小売電気事業者が販売する系統電力の環境価値は、非化石証書に統一することとなっているため、小売電気事業者はI-RECのみで日本の諸制度に対する環境価値を訴求して電気を販売できない（小売電気事業者が環境価値を訴求するには別途非化石証書を取得する必要がある）
- ・一方で、需要家に前述の制約は無いため、非化石証書が発行されていない再エネのI-RECを取得することで○○産○○発電所の再エネを利用していると表明することは可能

(2) 日本の産地価値・特定電源価値との関係

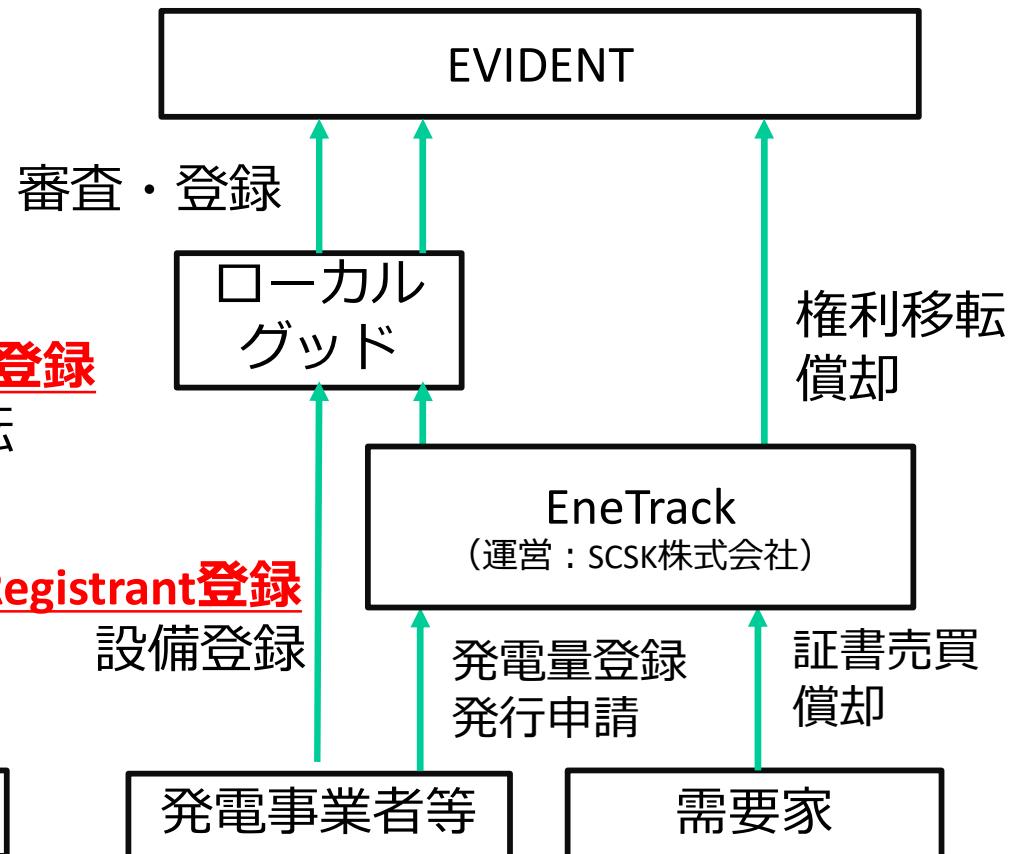
- ・日本では、小売電気事業者が供給する系統電力においては、産地や電源種別などの電源属性は電気取引に付随するとされている。小売電気事業者が、これら電気に付随する産地等の属性をI-RECにより第三者証明することが可能。
- ・また、発電事業者と小売電気事業者等との相対契約等があり、取引する電気に産地価値・特定電源価値が含まれない旨が契約書に明記されている場合には、電気取引と切り離し、I-RECに当該産地価値・特定電源価値を含めて取引することも可能。
- ・なお、トラッキング付き非化石証書は「環境価値の由来」をトラッキングするもので、産地価値・特定電源価値はトラッキングしていない。そもそも非化石証書には産地等の電源属性が含まれないため。

I-RECの発行申請・売買・償却の方法（2つの方法）

①直接申請する方法



②プラットフォームサービス「EneTrack」を活用する方法



※I-REC証書の売買相手は各自で探す必要

※Participant登録等のやりとりは英語

①直接申請する場合の必要経費（税抜）

（1）Registrant（ローカルグッドから請求）

- ・発電設備登録料（有効期間5年間） 95,000円/設備

- ・I-REC発行料（発電量認定料）

通常：3円/MWh (=0.003円／kWh)

自家消費償却口座利用：4.5円/MWh (=0.0045円／kWh)

※上記発行料については直接申請の場合。

プラットフォームサービス「EneTrack」利用の場合はプラットフォームオペレーターであるSCSK株式会社への支払いとなり、ローカルグッドからは発行料の請求は行いません。

- ・発電設備登録更新手数料 38,000円/設備（通常の発電設備登録料の40%）

- ・発電設備移管手数料（設備所有者への移管） 無料

- ・発電設備移管手数料（設備所有者以外への移管） 95,000円／設備

※登録有効期間は更新・移管後5年間延長されます

請求時期

お申し出のない場合には四半期ごとに請求書を送付します。

（例：1～3月登録分は4月送付 など）

ご希望がある場合（1設備登録ごと、1ヶ月ごとなど）にはお申し出ください。

支払期限は請求書発行日の翌月末となっております。

①直接申請する場合の必要経費（税抜） 続き

(2) Participant (EVIDENT運営会社のEvidentから直接請求)

- One-time trade account opening fee (口座開設料) EUR 500.00
- Annual trade account fee (年間口座維持料) EUR 2000.00
- Additional redemption account fee EUR 0.00
- Redemption fee (償却費用) (per MWh) EUR 0.06

※2023年1月現在の参考金額です。料金改定等がある場合があります。

正確な金額等は直接お確かめください。

https://www.trackingstandard.org/wp-content/uploads/Fee-structure-2023_V1.4.pdf

②プラットフォームサービス「EneTrack」を活用する場合の必要経費

EneTrackのサイトをご覧ください。

<https://enetrack.scsk.jp/>

＜責任分担＞

- ・ローカルグッドの役割は証書発行までです。証書のParticipant間での移転、償却（償却証明書の発行含む）はEVIDENT上で行われ、ローカルグッドは関知していません。

ローカルグッド	Evident
<ul style="list-style-type: none">・発電設備登録・発電量認定・I-REC証書の発行	<ul style="list-style-type: none">・レジストリ（EVIDENT）に関すること・証書の移転、償却（償却証明書含む）

＜証書について＞

- ・I-REC償却証明書はEVIDENT上でPDFで発行されますが、償却前のいわゆる「I-REC証書」についてはEVIDENT上でやりとりされるものであり、PDF等での発行はありません。



This Redemption Statement has been produced for
[Beneficiary Name]
 by
[Participant Name]
 confirming the Redemption of
10 000
 I-REC Certificates, representing 10 000 MWh of
 electricity generated from renewable sources
 This Statement relates to electricity consumption located at or in
[Beneficiary Location]
 in respect of the reporting period
2019-01-01 to 2019-06-01
 The stated Redemption Purpose is
[Redemption Purpose]


Evident

QR Code Verification
 Verify the status of this Redemption Statement by scanning the QR code on the left and entering in the Verification Key below

Verification Key
 1 2 3 4 5 6 7 8
 (URL to verification area)

Redeemed Certificates

Production Device Details						
Device	Country of Origin	Energy Source	Technology	Supported	Commissioning Date	Carbon (CO ₂ / MWh)
Hydro Plant 1	India	Hydro-electric	Run of river	No	2014-01-01	0.000

Redeemed Certificates

From Certificate ID	To Certificate ID	Number of Certificates	Offset Attributes	Period of Production	Issuer
0000-0000-0000-0001	0000-0000-0001-0000	10 000	Exc	2019-01-01 - 2019-03-01	[Issuer Name]

Auditor Notes

This statement is proof of the secure and unique redemption of the I-RECs stated above for the named beneficiary to be reported against consumption in the country during the reporting year stated. I-RECs are assigned to a beneficiary at redemption and cannot be further assigned to a third party. No other use of these I-RECs is valid under the I-REC Standard.

Where offset attributes are 'inc' the device registrant, who exclusively holds the environmental attribute rights, has undertaken never to release carbon offsets in association with these MWh; 'exc' means carbon offsets relating to these MWh may be traded independently at some point in the future.

For labelling scheme information please refer to the scheme's website. Labelling scheme listing may not be exhaustive.

Thermal plant emit carbon as part of the combustion process. Whilst this is not zero carbon, it is generally recognised as carbon neutral where the source is recent biomass.

Q1 他国で発行されたI-RECを購入して、日本でRE100等に利用することはできますか？

A RE100やCDP等では市場バウンダリ規定があるため、他国で発行されたI-RECを日本国内の電力消費量に対して使用することはできないと聞いています。詳細はRE100等にお問合せください。

Q2 國際的にI-REC証書の売買価格はどれくらいなのですか？

A 証書売買は個別になされているため、国際的な取引価格についてI-TRACK財団でも情報を取得していません。ただし、電源（設置場所、発電開始からの経過年数、電源種別、補助金サポートの有無、持続可能性ラベルの有無など）によって価格が大きく異なるとされています。

Q3 発電設備に蓄電池が併設されている場合はどうなりますか？

A 蓄電池併設型の設備の場合、発電量の証拠書類が通常と異なります。系統への売電をしている場合であっても、売電量のデータではなく、発電量のデータを提出していただき、発電量に対してI-RECを発行します。審査にお時間がかかる場合がありますので個別にご相談ください。

Q4 混焼バイオマスの申請方法はどうなるのですか？

A 混焼バイオマスの場合は「燃料消費報告書」をご提出いただき、発電量のうち再生可能エネルギーを利用した発電量のみがI-REC発行対象となります。詳しくは個別にご相談ください。

Q5 海外に所在する発電設備の登録は可能ですか？

A 発電設備の登録は、発電設備の所在する国のイシュア（発行主体）に対して行う必要があります。ローカルグッドで登録できるのは日本国内の設備のみです。Registrantについてもそれぞれのイシュアとの契約が必要です。

※その他のQ&Aは <https://localgood.or.jp/i-rec/> に掲載していますのでご確認ください。

○I-REC証書の「発行」に関すること

お問合せ先：（一社）ローカルグッド創成支援機構 irecあっとlocalgood.or.jp
(あっとを@に変換・問い合わせはメールでお願いいたします。)

※今後、できる限り柔軟かつ合理的な手続きに改善していきたいと思っています。
改善要望等は上記メールアドレスに隨時ご連絡ください。

○I-REC証書の移転、償却に関すること、EVIDENTに関すること

お問合せ先：I-Track財団 secretariatあっとirecstandard.org または
EVIDENTヘルプデスク helpdeskあっとevident.global
※あっとを@に変換・ともに英語で問合せが必要

○プラットフォームサービスEneTrack（運営：SCSK株式会社）に関すること

EneTrackのサイトをご覧ください。
<https://enetrack.scsk.jp/>

（一社）ローカルグッド創成支援機構は、I-RECを通じ、
地域貢献し追加性のある再エネの価値向上を目指します